

和歌山県新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための
救急・周産期・小児医療体制確保事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、発熱や咳等の症状を有している新型コロナウイルス感染症が疑われる患者（以下「疑い患者」という。）が、感染症指定医療機関以外の医療機関を受診した場合においても診療できるよう、救急・周産期・小児医療の体制確保を行うことを目的に、補助事業対象者が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関して、以下の関係要綱等に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（令和3年4月1日付け医政発0401第8号・健発0401第11号・薬生発0401第18号厚生労働省医政局長・厚生労働省健康局長・厚生労働省医薬・生活衛生局長連名通知の別紙。）
- (2) 令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱（令和3年4月1日付け厚生労働省発医政0401第4号・健0401第6号・薬生0401第67号厚生労働事務次官通知の別紙。）
- (3) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取扱いについて（令和3年4月1日付け事務連絡厚生労働省医政局医療経理室・健康局結核感染症課・医薬・生活衛生局総務課連名通知。）
- (4) 和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）

(補助対象事業者)

第2 補助金の交付を受けて補助事業を実施する者（以下「補助事業対象者」という。）は、次の各号を満たす者のうち、知事が適当と認める者とする。

- (1) 救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関であること。

なお、「救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関」は、救命救急センター、二次救急医療機関、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、小児中核病院、小児地域医療センター、小児地域支援病院等とする。

- (2) 次に掲げる事項について予め了承していること。

ア 「新型コロナウイルス感染症を疑う患者を診療する医療機関」としての県への登録

イ 登録を行った医療機関リストの入退院調整本部や消防機関、その他関係機関への共有

ウ 救急隊から疑い患者の受入れ要請があった場合、当該患者の受入れ（ただし、受入れ患者の入院加療が必要と判断された場合、受入れ医療機関の空床状況等から、必ずしも当該医療機関への入院を求めるものではなく、他院に転院搬送することも可能）

(補助対象事業等)

第3 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、基準額、対象経費及び補助率等

は、別表に定めるとおりとする。

(補助金額)

第4 補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表に定める事業ごとに、第1欄に定める基準額と、第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号により選定された額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(交付の申請)

第5 規則第4条に規定する申請書(別記第1号様式)に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとし、知事が別に定める日までに提出するものとする。

- (1) 申立書(別記第2号様式)
- (2) 所要額調書(別記第3号様式)
- (3) 事業計画書(別記第4号様式)
- (4) 歳入歳出予算書(別記第5号様式)
- (5) 法人の場合、役員名簿
- (6) 第6第3号に規定する財産を購入またはリース等により使用する場合、見積書及びカタログ
- (7) その他知事が必要と認める書類

(交付条件)

第6 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次に掲げる事項に該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - ア 補助事業の内容の変更(知事が軽微な変更と認める変更を除く。)をしようとする場合
 - イ 補助事業に要する経費の配分の変更(知事が軽微な変更と認める変更を除く。)をしようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上(地方公共団体以外の者の場合は30万円以上)の機械及び器具その他の財産(以下、「財産」という。)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(以下、「適正化令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃止してはならない。
- (4) 前号の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第6号様式により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の一支部又は一支社、一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

なお、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、その全部又は一部を県に納付させることがある。

- (7) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上（地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (8) 前各号に掲げる事項に違反した場合、補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

（変更の承認）

第7 第6第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、事業変更承認申請書（別記第7号様式その1）又は中止（廃止）承認申請書（別記第7号様式その2）を知事に提出しなければならない。

なお、第6第1号に規定する軽微な変更とは、補助金額の増額を伴わず、かつ、次に掲げるいずれかの変更をいう。

- (1) 事業内容の著しい変更とならない場合
- (2) 補助対象経費の20パーセント以内で増額又は減額する場合
- (3) 事業内容に変更が無く、入札減などやむを得ない事由により補助金額を減額する場合

（補助金の変更交付申請手続）

第8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、補助金の変更交付を申請しようとする場合には、変更交付申請書（別記第8号様式）に第5の表に定める様式等を添付して知事に提出し、承認を受けなければならない。この場合において、第7の事業変更承認申請書の提出を省略することができる。

（実績報告書の添付書類の様式等）

第9 規則第13条に規定する実績報告書（別記第9号様式）に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとし、事業実施年度の10月1日から10月20日までの間（第6第1号の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受けた日の翌日から起算して25日を経過した日まで）に知事に提出するものとする。

- (1) 所要額精算書（別記第10号様式）
- (2) 事業実績報告書（別記第11号様式）
- (3) 患者数調書（別記第12号様式）
- (4) 歳入歳出決算書（別記第13号様式）
- (5) 支出証拠書類
- (6) 第6第3号に規定する財産を購入またはリース等により使用した場合、納品後の写真
- (7) その他知事が必要と認める書類

（補助金等の交付）

第10 知事は、必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

（その他）

第11 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、知事が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、令和2年8月3日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年1月27日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月9日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年6月3日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

(別表)

補助対象事業等について

1. 設備整備等事業

補助対象事業者が行う、疑い患者を診療する医療機関の院内感染を防止するために必要な設備整備等。

※整備の対象は救急・周産期・小児医療において疑い患者を受け入れるために要するものに限る。

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
①初度設備費 1床当たり 133,000 円 ※新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な 需要品（消耗品）及び備品の購入費を指す。 ②个人防护具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キ ャップ、フェイスシールド） 1人当たり 3,600 円 ③簡易陰圧装置 1床当たり 4,320,000 円 ④簡易ベッド 1台当たり 51,400 円 ⑤簡易診療室及び付帯する備品 実費相当額 ※簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造 をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって 新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う 診療室をいう。 ⑥HEPA フィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能な ものに限る） 1施設当たり 905,000 円 ⑦HEPA フィルター付きパーテーション 1台当たり 205,000 円 ⑧消毒経費 実費相当額 ⑨救急医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス 感染症を疑う患者の診療に要する備品 1施設当たり 300,000 円 ⑩周産期医療又は小児医療を担う医療機関において新型 コロナウイルス感染症を疑う患者に使用する保育器 1台当たり 1,500,000 円	救急・周産期・小児医療におい て疑い患者を受け入れるため、 左欄の整備に要する費用 （賃金、報酬、謝金、会議費、 旅費、需用費（消耗品費、印刷 製本費、材料費、光熱水費、燃 料費）、役務費（通信運搬費、 手数料、保険料）、委託料、使 用料及び賃借料、備品購入費）	10/10